

庄内広域水道企業団建設工事等検査規程

令和8年3月16日

企業管理規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、庄内広域水道企業団が発注する1件当たり請負代金額200万円を超える建設工事(建設工事に係る設計、測量、調査等の委託業務(以下「委託業務」という。))を含む。以下同じ。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 企業長は、建設工事に係る検査を厳正かつ適正に行うため、検査員を置く。

2 検査員は、契約検査室長が指定した職員をもって充てる。

(検査の内容)

第3条 検査は、建設工事の出来形を対象とし、当該出来形を契約書、仕様書、設計書、図面その他の関係書類と対比してその適否を判定して行う。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

2 完成検査は、完成した建設工事について、請負者(委託業務の受託者を含む。以下「受注者」という。)から完成通知があったときに行う。

3 一部完成検査は、建設工事の指定した部分が完成し、受注者から一部完成通知があったときに行う。

4 出来形検査は、建設工事の完成前に当該建設工事の既済部分について、受注者から出来形検査の請求があったとき又は既成部分の使用若しくは契約の解除のため出来形の確認が必要なときに行う。

5 中間検査は、工事の施工途中において、必要に応じて行う。

(検査の立会い)

第5条 検査は、検査員及び受注者のほか、地方自治法第234条の2第1項の規定による監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)の立会いの上で行わなければならない。

(検査の実施)

第6条 検査は、原則として、実地について行うものとする。

2 検査員は、検査に当たり建設工事の性質上特に必要があると認めるときは、建設工事の

目的物を最小限度破壊させて検査することができる。

- 3 検査員は、検査上必要があると認めるときは、受注者又は関係職員(監督職員を含む。以下同じ。)に対し、書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。

(検査の準備等)

第7条 建設工事を所掌する担当課等の長(以下「担当課の長」という。)は、検査に際し、関係職員に対し検査の実施に必要な書類の準備を命ずるとともに、受注者に対しては検査に要する人員、器材等の準備をさせなければならない。

- 2 担当課の長は、検査を行うべき建設工事の受注者から完成通知書又は一部完成通知書の提出があったときは、速やかに契約検査室長に対し、検査依頼書(様式第1号)に当該完成通知書又は一部完成通知書及び完成写真その他必要な設計図書を添えて、検査の依頼をしなければならない。

- 3 前項の規定は、出来形検査及び中間検査を行う場合にこれを準用する。

- 4 契約検査室長は、前項の規定により検査の依頼を受けたときは、検査実施年月日を定めて、建設工事(委託業務)検査通知書(様式第2号)により担当課の長に通知しなければならない。

- 5 担当課の長は、国及び県の職員の立会いを要する公共事業に係る検査を依頼する場合は、当該機関の職員の立会いを要請するなど、必要な手続を講じなければならない。

(検査結果の処理)

第8条 検査員は、検査の結果、その出来形が契約書、仕様書、設計書、図面等と相違し、又は不完全と認められるときは、企業長に建設工事の手直しの必要を報告しなければならない。

- 2 企業長は、前項の規定による報告があったときは、受注者に対して一定期間内に補修、改造等必要な建設工事の手直し(以下「手直し工事」という。)をするよう建設工事手直し指示書(様式第3号)により指示するとともに、当該手直し工事の完了後、速やかに再検査を行うものとする。

- 3 契約検査室長は、自己の検査に係る建設工事で、手直し工事を指示したものについて、担当課の長に対し、建設工事手直し指示通知書(様式第4号)によりその旨を通知しなければならない。

- 4 前3条の規定は、再検査の実施について準用する。この場合において、再検査の依頼は、建設工事再検査依頼書(様式第5号)に手直し工事に係る完成通知書を添付して行うものとする。

5 手直し工事の状況が軽微でその補修、改造等が7日以内に完了し得ると認められるときは、前3項の書類の作成を省略することができる。

(検査報告)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、工事については直ちに工事成績の評定(一部完成検査、出来形検査及び中間検査並びに委託業務に係るものを除く。)を行い、当該検査結果について、建設工事(委託業務)検査復命書(様式第6号)により企業長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。